一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル	三二デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　平均値の最大許容値は、マグネトロンで駆動する装置にのみ適用する。この場合において、準尖頭値が最大許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が最大許容値以下のときは、最大許容値を満たしているものとみなす。

⑷　無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHzを超え一・八GHz以下	七〇デシベル

⑸　無変調搬送波状以外の変動妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHzを超え二・三GHz以下	九二デシベル
二・三GHzを超え二・四GHz未満	一一〇デシベル
二・五GHzを超え五・七二五GHz未満	九二デシベル
五・八七五GHzを超え一一・七GHz未満	九二デシベル

［削る］

⑸　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

㈠　野外試験場又は電波半無響室（室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四MHz未満	五〇デシベル